

# 香川県報



第 99 号

平成 15 年

12月16日(火曜日)

## 告示

香川県告示第七百十六号  
昭和五十五年香川県告示第二百五十一号（香川の保存木の指定）で香川の保存木として指定した樹木又はその集団のうち、次の表に掲げる樹木の指定を解除する。  
平成十五年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
八八	苗手地蔵のクヌギ	三豊郡財田町財田中八〇七	昭和五十五年三月十一日

香川県告示第七百十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 冊鑑の縦覧

- 冊鑑の住所及び名称並びに代表者の氏名  
三豊郡豊中町大字本山乙703番地  
ちぬや冷食株式会社  
代表取締役 今津 秀  
(2) 事業場の所在地及び名称  
三豊郡豊中町大字本山乙703番地  
ちぬや冷食株式会社  
(3) 特定施設に関する事項  
(1、2号欄合ライン)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	香川の保存木の指定の解除 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 公有水面埋立工事の竣功認可 道路の供用開始 道路の区域変更及び供用開始 道路の位置指定（二件） 平成十四年香川県告示第七百九十四号（平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において県が発注する物品の買入れその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法等）の一部改正 特定調達契約に係る平成十六年度の物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	（環境・水政策課） （環境管理課） （水産課） （道路保全課） " " （建築課）	一 五 六 七
告示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 開発行為に関する工事の完了 選挙管理委員会告示 漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数 監査委員公表 監査結果の公表	（県民参画課） （都市計画課） （会計課） " " " "	九 一〇 八 八

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び湯煮施設		
能 力	(新設) 馬鈴薯水槽 6,000kg/時 1基 (新設) 馬鈴薯洗浄機 3,000kg/時 1基 (変更) 連続蒸煮機 2,000kg/時 1基 (新設) 連続蒸煮機 3,000kg/時 1基 (新設) 剥皮機 3,000kg/時 2基		
	許可後		
工 期	工事着手予定年月日	着手後30日	
等	工事完成予定年月日	完成後	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	午前8時から午後1時まで、1日15時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	300
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	× 1基	5	10
	× 1基	30	45
	× 1基	7	7
	× 1基	7	7
	× 2基	2	4

(かき揚ライオン)			
種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び湯煮施設		
能 力	(変更) フードスライサー 2,000kg/時 2基 (変更) フードスライサー 500kg/時 1基 (変更) 連続蒸煮機 8,000kg/時 1基 (変更) 野菜脱水機 500kg/時 3基 (変更) 解凍施設 1,000kg/時 1基		
	許可後		
工 期	工事着手予定年月日	着手後30日	
等	工事完成予定年月日	完成後	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	午前8時から午後1時まで、1日15時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	300
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量	× 2基	0.5	1
	× 1基	0.5	1
	× 1基	1	2
	× 3基	1	2
	× 1基	7	10

(3号ライン)

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び 湯煮施設				
	力	(新設) 馬鈴薯水槽 (新設) 馬鈴薯水槽 (新設) 連続蒸煮機	6,000kg/時 3,000kg/時 3,000kg/時	1基 1基 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後				
	工事完成予定年月日 使用開始予定年月日	着手後30日 完成後				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		午前8時から午後1時まで、1日15時間使用				
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
				生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
				化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
				浮遊物質 (mg/ℓ)	200	300
				窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
				りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	×1基			30	40	
				20	45	
				1	6	

(5号ライン)

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設				
	力	(新設) ホールカッター (新設) フロツクカッター	820kg/時 820kg/時	1基 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後				
	工事完成予定年月日 使用開始予定年月日	着手後30日 完成後				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		午前8時から午後1時まで、1日15時間使用				
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
				生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
				化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
				浮遊物質 (mg/ℓ)	200	300
				窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
				りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	×1基			1	2	
				1	2	
				1	2	

(6号ライン)

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設		
能	力	(新設) パツチ式蒸機	600kg/時	1基
工	工事着手予定年月日	許可後		

期 等	工事完成予定年月日	着手後30日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		午前8時から午後1時まで、1日15時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	200	300
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		1	2

(ライソ外)

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設、湯煮施設及び洗浄施設
能 力	(変更) サイレントカッター 200kg/時 1基 (新設) バッチ式蒸機 600kg/時 1基 (変更) 蒸煮機 6,000kg/時 1基 (変更) バン洗浄機 2,000枚/日 1基 (新設) タフリンク機 800kg/時 1基 (変更) フローズンカッター 2,000kg/時 1基 (変更) ミートチヨッパ 1,000kg/時 1基 (変更) ホットニーター 600kg/回 4基 (新設) ハムスライサー 300kg/時 1基 (変更) 高圧洗浄機 18L/分 3基 (変更) 水道蛇口 25L/分 81基

工 期	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後30日	
等	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		午前8時から午後1時まで、1日15時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	200	300
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		1	2
	× 1基	1	2
	× 1基	1	2
	× 1基	1	2
	× 1基	1	2
	× 1基	1	2
	× 1基	1	2
	× 4基	1	2
	× 1基	1	5
	× 3基	1	2

×81基	5	10
------	---	----

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
能	力	400 m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式	凝集沈殿+活性汚泥+膜分離				
工事着手予定年月日	許可後				
工事完成予定年月日	着手後30日				
使用開始予定年月日	完成後				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	通常	最大
		水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,200	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000	20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	800	1,000	40	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	60	10	20
りん含有量 (mg/ℓ)	5	6	1	2	
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	355	400	355	400	

(5) 排出水の汚染状態及び量

区	分	第 1	排水	口
---	---	-----	----	---

排出水の汚染状態	項目	変更前	最大	変更後	最大
		通常	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
水素イオン濃度		8	11	20	30
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		8	11	20	30
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		8	11	20	30
浮遊物質 (mg/ℓ)		8	11	40	50
窒素含有量 (mg/ℓ)		8	10	10	20
りん含有量 (mg/ℓ)		3	5	1	2
大腸菌群数 (個/ml)		1,000	3,000	1,000	3,000
ノルマルヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ)		10	20	10	20
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		200	230	355	400

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年12月16日から  
平成16年1月6日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
豊中町住民生活課

香川県告示第七百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、土庄町役場建設水道課において平成十五年十二月十六日から十年間閲覧が可能である。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十五年十二月八日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

土庄町

小豆郡土庄町甲五五九番地一

土庄町長 三木佑二郎

三 埋立区域(第二工区)

1 位置

小豆郡土庄町伊喜末字赤崎一番地三、一番地二、一番地三四の地先公有水面、並びに同町小江字赤崎三六番地二九、三六番地一五、三六番地一七、三六番地三、三六番地一六、三六番地一四、三六番地八に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち②⑨の地点から③①の地点を直線で結ぶ昭和四十四年四月九日付け四  
 四水B第一七九号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+二・〇  
 七メートルにより決定)、③①の地点から③⑥の地点を順次に結ぶ線、③⑥の地点と③⑨の地  
 点を結ぶ平成六年の秋分の満潮位(D・L・+二・〇七メートル)における公有水面  
 と防波堤との境界線及び②⑨の地点と③⑨の地点を結ぶ平成六年秋分の満潮位(D・L・  
 +二・〇七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
 ②⑨の地点 小豆郡土庄町大字伊喜末字高尾二四三の三番地の国土地理院四等三角点  
 伊喜末(北緯三四度三〇分五五・一〇五秒、東経一三四度一〇分一七・〇九  
 五秒)から二七六度三三分五七秒 四一六・七三メートルの地点  
 ③①の地点 ②⑨の地点から二六〇度三三分三三秒 六三・二三メートルの地点  
 ③②の地点 ③①の地点から一七九度五七分五二秒 〇・四二メートルの地点  
 ③③の地点 ③①の地点から二六〇度二分四二秒 四五・六八メートルの地点  
 ③④の地点 ③②の地点から三三三度二分四二秒 二七・六七メートルの地点  
 ③⑤の地点 ③③の地点から六一度二分四二秒 五七・〇〇メートルの地点

③⑤の地点 ③④の地点から三三三度二分四二秒 二二・〇〇メートルの地点

③⑥の地点 ③⑤の地点から六一度二分四二秒 四一・〇六メートルの地点

③⑦の地点 ③⑥の地点から一四七度二分四三秒 一・八二メートルの地点

③⑧の地点 ③⑦の地点から一四八度四分四三秒 一一・二三メートルの地点

③⑨の地点 ③⑧の地点から六四度一分二七秒 一・四三メートルの地点

3 面積

五、三六四・一三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地、漁港関連施設用地

五 埋立免許年月日及び番号

1 免許年月日

平成七年一月六日

2 免許番号

六水A第一二三号

香川県告示第七百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路  
 の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十六日から平成  
 十六年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路線名 込野観音寺線(六号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡山本町大字河内字轟口二〇〇五番一 地先から	九・五		平成十年香 川県告示第

三豊郡山本町大字河内字逆瀬二二六〇番地 先まで	三三・六	八四七	八百三号で 変更した区 域の一部
----------------------------	------	-----	------------------------

四 供用開始の期日 平成十五年十二月十六日

香川県告示第七百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十六日から平成十六年一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長 (メートル)	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
さぬき市志度字カシキ四三三二番 一地先から さぬき市志度字カシキ四三三二番 一地先まで	前	一四・五 二九・〇	四一	道路改修工 事に伴う仮 設道の設置
	後	一四・五 四六・〇		

四 供用開始の期日 平成十五年十二月十六日

香川県告示第七百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 指定 番号 建築指道 第七号
- 二 指定年月日 平成十五年十二月九日
- 三 指定道路の位置 香川県香川町大字大野字中川原一七六九 二及び一七七〇 一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル  
延長 二二・九四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において縦覧に供する。

香川県告示第七百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 指定 番号 建築指道 第八号
- 二 指定年月日 平成十五年十二月九日
- 三 指定道路の位置 香川県香川町大字浅野字池の中八二二 一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二六メートル  
延長 三〇・八五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において縦覧に供する。

香川県告示第七百二十三号

平成十四年香川県告示第七百九十四号（平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において県が発注する物品の買入れその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法等）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真鍋武紀

四 1に次の(五)から(七)を加える。

- (五) 平成十六年二月二日から同月十三日まで
- (六) 平成十六年五月六日から同月十九日まで
- (七) 平成十六年八月二日から同月十三日まで
- (八) 平成十六年十一月一日から同月十二日まで

- (九) 平成十七年二月一日から同月十五日まで
- (十) 平成十七年五月二日から同月十七日まで
- (七) 平成十七年八月一日から同月十二日まで

香川県告示第七百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る、平成十六年度において県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請方法等について次のとおり公示する。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 競争入札に参加することができない者

- 1 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。
  - (一) 契約を締結する能力を有しない者
  - (二) 破産者で復権を得ない者
- 2 次のいずれかに該当する者は、その事実があつた後二年間競争入札に参加することができないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - (一) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (二) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (三) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (四) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十四條の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (五) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  - (六) (一)から(五)までのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の

履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

二 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付される資格を有する者とする。この場合において、B級に該当する者は、契約の予定価格が一六〇万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとする。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがある。

資 格 要 件	資 格 区 分	
	A 級	B 級
申請日の直前の事業年度(一年間)の製造又は販売等の実績高	三、万円以上	A級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合
申請日の直前の事業年度(一年間)の決算における自己資本額	五万円以上	
申請日の属する月の初日における営業年数	三年以上	

三 競争入札に係る営業種目

競争入札に係る営業種目は、次に掲げるものとする。

文具事務機器類、用紙類、一般印刷類、地図・フォーム印刷類、印章類、表彰品・記念品類、医療機械器具類、薬品類、計測理化学機械器具類、車両類、視聴覚機器類、電気通信機械器具類、建設産業機械器具類、農業機械器具類、衣料雑貨類、家具木工類、室内装飾看板類、食料品類、燃料類、書籍類、運動用具・楽器類、写真機・写真材料類、厨房用器具類、暖冷房衛生設備機器類、消防防災機器類、清掃器具・塗料・船具類、水道用資材類、造船類、木材類、建築・建設資材類、金属くず・古物商、建築物環境維持管理、賃貸・リース、企画・広告・イベント、コンピュータ処理・ソフトウェア開発、警備保障・人材派遣、調査・研究・検査、代理業、その他

四 申請の方法

1 競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出場所

競争入札に参加する資格を得よとする者は、申請書を香川県出納局会計課へ提出しなければならない。



2 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 営業経歴書

(二) 納税証明書（香川県内に営業所等を有する者にあつては香川県税に滞納のない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書、それ以外の者にあつては法人税又は所得税に係るもの並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書）

(三) 身分証明書（個人のみ）

(四) 商業登記簿謄本（法人のみ）

(五) 決算状況を明らかにする書類

(六) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面又はその写し

(七) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び添付する書類（以下「申請書等」という。）の作成に用いる言語等

(一) 申請書、営業経歴書及び決算状況を明らかにする書類は、日本語で作成すること。

なお、その他の添付書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

(二) 申請書、営業経歴書及び決算状況を明らかにする書類に記載する金額については、日本国通貨で表示すること。

なお、その他の添付書類で外国通貨で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付すること。

4 申請書用紙の頒布場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

五 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書により申請者に通知する。

六 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十七年十二月三十一日

までとする。

七 資格の取消し

六の資格の有効期間内に一の競争入札に参加することができない者となつた者又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を取り消すことがある。

八 申請書記載事項の変更

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたときは、変更届（別に指定する様式）により、直ちにその旨を届け出なければならない。

1 商号又は営業所等の名称及び所在地

2 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

3 使用印鑑

九 問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

電話番号 〇八七 八三一 三六四二又は〇八七 八三一 三六三一

公 告

香川県公告第七百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年二月五日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十五年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 KAKEHASHI

菊池 京子

さぬき市津田町津田二五三四番地五

三 定款に記載された目的

この法人は、中学生に対して国際理解教育活動を行い、未来を担う若者の国際人養成に寄与することを目的とする。

香川県公告第七百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丸亀市土器町西二丁目九七三 一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
丸亀市土器町西二丁目九七八番地  
神田 聖光

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百三十三号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十九条第五項の規定による選挙人名簿の確定に付し同法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の総数は次のとおりである。

平成十五年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

二、一八七人

調査委員公表

香川県監査委員公表第46号

平成15年10月23日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年12月16日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭

同	名 和 基 延
同	同 石 川 稔 治
同	同 広 瀬 員 義

第1 監査の請求

1 請求人

小豆郡土庄町長浜甲1446 - 1 今川 二郎

2 請求書の提出

平成15年10月24日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書における請求は、「別紙事実証明書（平成15年9月22日付補償契約書）の記載によると、香川県知事又はその補助職員は、必要もないのに損失の補償と称して財団法人栗林公園動物園に対して金98,937,000円の公金を支出する義務を負担する違法又は不当な契約を締結し、香川県に対して損害を与えることが確実であるので、当該違法又は不当な契約に基づき公金支出の差し止めを求める。栗林公園動物園の動物等を撤去して平成15年9月末日までに県有土地を返還する合意は、既に平成14年8月以前に成立していたのであり、当該合意に際して補償金支払の合意は存在しなかつたにもかかわらず、突然、平成15年9月22日に至って違法又は不当な補償契約を締結したのである。栗林公園動物園は、当該合意を履行しなかつた上に違法又は不当な補償金支払を求めているのである。本件県有土地の使用権限は賃貸借契約や地上権設定契約ではなく、元来、行政財産として単に行政財産の使用許可を1年毎にしてきたに過ぎないのである。通常、行政財産の使用許可をする場合には、行政目的に使用する場合には使用許可期間中でも明け渡すことを条件としているのである。本件の場合は既に使用料も徴収しておらず、栗林公園動物園は香川県に対して補償金支払を求める権利を有しないのであり、香川県には支払に依る義務はないのである。故に、本件補償契約の締結及びそれに伴う公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものである。

<p>よって、本件請求人は、香川県監査委員が、本件補償契約に基づく公金支出の差し止めその他の一切の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」（以上原文のとおり）というものである。（別紙事実証明書省略）</p> <p>4 請求の受理 本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。</p> <p>第2 個別外部監査契約に基づく監査</p> <p>1 個別外部監査契約に基づく監査の請求 請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。」（以上原文のとおり）として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めたが、本件住民監査請求は、下記理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものと認められない。</p> <p>2 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由（個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由） 外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されている。</p> <p>本件住民監査請求は、香川県（以下「県」という。）と財団法人栗林公園動物園（以下「財団」という。）との間に締結した補償契約及び同契約に基づく公金の支出に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。</p> <p>第3 監査の実施</p>	<p>1 監査対象事項 県が財団との間に平成15年9月22日付けで締結した補償契約及び同契約に基づく公金支出が違法又は不当な財務会計上の行為であるか否かについて、監査を実施した。</p> <p>2 監査対象部局 商工労働部観光交流局</p> <p>3 請求人による証拠の提出及び陳述 請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成15年11月12日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。</p> <p>第4 監査の結果 本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。 本件請求は、理由がないものと認める。 以下、その理由について述べる。</p> <p>1 事実関係の確認 商工労働部観光交流局職員から事情を聴取するとともに、関係書類等を調査して、次の事実関係を確認した。</p> <p>(1) 補償契約を締結するに至った経緯 ア 栗林公園動物園は長い沿革を有するが、昭和31年10月に都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「都公法」という。）が施行されてからは、県は財団に対して都公法第5条第2項に基づき公園施設設置許可を行ってきた。 イ 昭和63年度以降は栗林公園の入園者数の減少傾向が続き、県は、動物園敷地を活用し、栗林公園の活性化を図る必要があると判断し、平成12年ころから財団との間で動物園敷地の返還に向けて本格的な協議を開始した。 ウ 平成13年度に、大型バスを受け入れていた民間駐車場が廃止されたため、県は当該民間駐車場用地を賃借して駐車場として供用しているが、借地期限の定めもあり、大型バスが駐車可能で、かつ、利用しやすい駐車場用地を確保するため動物園敷地返還の早急な実現が必要となった。 エ 平成14年9月12日に、栗林公園動物園の香川一水園長が記者会見し、動物園跡</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地の有効利用を図るため用地を返還して欲しいとの県の要請を受けて、同年9月未で休園することを正式に明らかにするとともに、飼育動物の移籍交渉などを進め、平成15年9月を目途に用地を返還すると発表した(平成14年9月13日の四国新聞記事)

オ 平成14年9月27日に開かれた香川県議会本会議において、栗林公園動物園の休園に関連する質問に対して、知事は、「これまで土地の返還を県が要請してきた経緯等から、適正な補償等についても検討する必要があると考えております。跡地利用等については、栗林公園活性化のための基本プランの策定を進める中で、今年度中を目途に取りまとめたいと存じます。」と答弁した。

カ 平成14年9月30日付けで、財団から、「県からの要請を受けて、平成14年9月未をもって有料入園者の受入れを停止すること理由に、同年10月1日から平成15年3月31日までの間の土地使用料の免除申請があり、県は、平成14年10月28日付けでこれを承認した。

キ 平成15年3月27日付けで、財団から、「平成14年6月29日開催の弊財団理事会決議に基づき同年10月1日以降休園し、かつ県への用地返還目途たる本年9月末日にむけて現在鋭意努力中です。」等の現況についての報告書を添えて、平成15年4月1日から同年9月30日までの間の土地使用料の免除申請があり、県は、同年3月31日付けでこれを承認した。

ク 平成15年9月19日に開かれた香川県議会本会議において、栗林公園の整備などについての質問に対して、知事は、「最近の他の動物園の開園に伴い、動物の移転をめぐる環境が悪化したことや、動物への負担が大きい夏場の移動を避ける必要もあって、動物園から返還期限の延長の申し入れがありました。県としては、これらの事情や施設の除却期間も勘案し、土地返還の期限を来年3月末までとする方向で、詰めのあるところとあります。」と答弁した。

ケ 県は、財団と協議の結果、動物園敷地の明渡期限を平成16年3月31日とすること、及び補償内容について合意に達し、平成15年9月16日に観光交流局長の決裁を経て、同年9月22日付けで本件補償契約を締結した。

コ 平成15年9月25日付けで、財団から、「県への用地返還に向けて作業を行うた

めの許可申請である」ことを理由に、同年10月1日から平成16年3月31日までの公園施設設置許可申請と同期間の土地使用料の免除申請があり、県は、平成15年9月30日付けで設置許可をするとともに、土地使用料の免除を承認した。

(2) 栗林公園の活性化

ア 県は、平成15年3月6日に開かれた香川県議会経済委員会で、栗林公園動物園の跡地整備計画を含む栗林公園の将来プラン案を発表した。同将来プラン案は、「動物園跡地は、駐車場を中心に物産販売棟、管理棟などを整備。東門からの人の往来が活発になるよう機能的な空間をつくり出す。」ものである(同月7日の四国新聞記事)。

イ 栗林公園動物園の跡地整備については、栗林公園が特別名勝に指定されていることから文化庁の許可が必要である。このため、県は、動物園跡地利用も含めた栗林公園の活性化のための基本プランである「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」を策定し、平成15年5月に文化庁に提出した。

ウ 県は、この計画に基づき、平成15年度から、栗林公園東門周辺再整備事業を実施することとしている。この事業は、動物園の跡地を中心とした東門周辺において駐車場や物産売場機能及び事務所機能の整備をしようとするものであり、事業費には、財団に対する補償金98,937,000円が含まれている。

エ 平成15年11月11日に、栗林公園動物園の跡地利用を含む整備内容を協議する「栗林公園東門周辺再整備検討委員会」の第1回会合が開かれた(同月12日の四国新聞記事)。

(3) 補償契約の内容

本件補償契約の内容の要旨は、次のとおりである。

ア 県が施行する栗林公園東門周辺再整備事業の実施に伴って損失を受ける財団と県との間に、平成15年9月22日付けで締結した補償契約であること。

イ 県は、建物、工作物、機械、設備及び樹木(以下「建物等」という。)について生ずる損失の補償として、総額98,937,000円を財団に支払うものとする。

ウ 財団は、平成16年3月31日までに、栗林公園内の公園施設設置許可を受けた施設敷地内から財団の所有又は管理する動物を移転させるとともに、建物等を撤去

して動物園敷地を県に明け渡すべきこと。ただし、財団に責めなく動物の移転に  
関して不測の事態が生じたときは、双方協議のうえでも明渡期限を延長すること  
ができること。

エ 財団は、建物等に対する補償金の支払について、総額98,937,000円を次表のと  
おり県に請求することができること。ただし、第2回及び第3回については、次  
表の請求条件に掲げる作業を完了したことを県が確認した後でなければなら  
ないこと。県は、財団から請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から  
30日以内に請求に係る金額を財団に支払うべきこと。

区分	請求可能金額	請求条件
第1回	40,000,000円	本契約の締結
第2回	29,000,000円	財団による保有動物の動物園敷地からの移転
第3回	29,937,000円	財団による建物等の動物園敷地からの撤去

オ この契約は、財団が基本財産の処分について香川県教育委員会の承認を受けた  
ときに、効力を生ずること。

(4) 補償の根拠

ア 財団は、県の要請に基づいて建物等を撤去することになり、財団が通常受ける  
べき損失について、県は、都公法第12条第1項の規定を類推適用して補償をする。  
イ 都公法第12条第1項では、都公法に基づき許可を受けた者が自己の責めに帰す  
べき事由なく許可を取り消されたことよって損失を受けたときは、公園管理者  
は通常受けるべき損失を補償しなければならないものとされている。

ウ 財団は、その前身である個人動物園の経営者が昭和4年に土地使用許可を受け  
て以来、栗林公園内で動物園を営営し、昭和26年に財団法人組織に変更、昭和31  
年10月に都公法が施行されてからは、都公法第5条第2項に基づく公園施設（教養  
施設としての動物園）設置許可を受けて事業を継続しており、この間には施設整  
備にも投資を行ってきた。

エ 財団に対する公園施設の設置許可期間は、これまで1年間（平成12年4月から  
は6月間）という短期間の許可が長期間にわたり更新されてきている。

オ 設置許可の目的・態様からして許可期間が不相当に短い場合には、当該許可は、  
一般的には更新が予定されているものと解される（秋田地裁昭和47年4月3日判  
決、福島地裁会津若松支部昭和50年9月17日判決参照）。

カ 県の公益上の必要性から財団の責めに帰すべき事由なく許可を更新しない場合  
は、許可の取消しの場合に準じ、都公法第12条第1項を類推適用して、補償をす  
る必要があると判断した。

(5) 補償金額の算定

ア 協議

都公法第12条第2項では、損失補償は、公園管理者と損失を受けた者が協議し  
て定めることとされている。

イ 補償の対象

本件補償契約に係る起案文書によれば、補償の対象は、動物園の敷地内に存す  
る建物等の現在価値とし、それ以外の動物に関する補償や営業補償、施設撤去費  
等は補償しないこととしている。

ウ 補償対象物件の評価方法

県は、補償対象物件の現在価値を客観的かつ公正に評価するため、平成14年11  
月13日付けで不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、平成15年1月10日付けで鑑定評  
価書が提出された。鑑定評価の結果は次表のとおりである。

（価格時点：平成15年1月1日）

所在及び地番	種類	数量	鑑定評価額
高松市栗林町1丁目1564番地2のうち	建物・工作物	延5,009.24㎡	80,292,000円
	機械・設備	30種	7,758,000円
	樹木	304本	10,887,000円
	計		98,937,000円

(6) 予算措置

県は、鑑定評価の結果に基づき、平成15年度当初予算に補償金として98,937,000  
円を計上し、平成15年2月開会の香川県議会において原案のとおり議決を経た。

(7) 補償金の第1回支払

本件補償契約は、財団が平成15年9月30日付けで基本財産の処分について香川県教育委員会の承認(本件補償契約第7条)を得たことにより、効力を生じた。

平成15年10月27日付けで財団から第1回の請求があり、県は、前金払(香川県会計規則第77条第4号)により、平成15年11月17日に40,000,000円を財団に支払った。

2 監査委員の判断

(1) 県の損失補償について

財団は、昭和31年10月に都公法第5条第2項に基づく公園施設設置許可を受けるなどにより長年にわたり栗林公園内で動物園事業を継続して行っている。この間には施設整備にも投資をしており、公園施設設置許可を更新しない場合には、これらの財産の現在価値分の損失を受けることとなる。このため、公園管理者である県が財団に対して公園施設の設置許可を更新しない場合は、都公法第11条第2項の規定により許可を取り消されたときに準じて、都公法第12条第1項を類推適用して、財団が通常受けるべき損失に該当する範囲の補償をすべきもの(横浜地裁昭和53年9月27日判決参照)と判断したことは、相当である。

(2) 補償内容及び補償契約締結に至る手続について

県は、財団が通常受けるべき損失の補償として、補償の対象を栗林公園動物園の敷地内に存する建物等の現在価値に限定していること、補償金額の算定は不動産鑑定士の鑑定評価に基づき行っていること、補償金額は議会の議決を経て算定されていること、補償内容は都公法第12条第2項に基づき財団と協議して決定していること、補償契約は適正な手続により締結されていることから、本件補償契約の締結が違法又は不当な財務会計上の行為であるとする事由は認められない。

(3) 監査実施中における補償契約に基づく公金支出について

ア 本件補償契約に基づいて、財団からの請求により、平成15年11月17日に、第1回として40,000,000円を支出したが、これは、香川県会計規則等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

イ なお、監査実施中における公金支出については、本件補償契約の締結が違法又は不当であると思料するに足る相当な理由は認められなかったため、本件補償契

約に基づく公金支出を暫定的に停止すべきことを勧告する(地方自治法第242条第3項)ことはしなかった。

以上のことから、本件補償契約の締結及び同契約に基づく公金支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するものとは認められず、同契約に基づく公金支出の差止めを求める請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 意見

栗林公園動物園の敷地の運遷期限は、当初、平成15年9月末とされていたが、動物の移転をめぐる環境の悪化などにより、平成16年3月末に延長されたところである。栗林公園の活性化のためにも、県と財団との間で締結された本件補償契約に基づく栗林公園動物園の動物の移転等が円滑に行われて、期限内に動物園敷地が運遷されるよう、関係者の一層の努力を望むものである。

